

平成 26 年 1 月から白色申告者にも帳簿付けが義務化されます 白色申告のメリットとデメリットって？

白色申告のメリットと言えば、“なんと言っても帳簿がいらない！”と言われてきました。しかしこのメリットも、税法の改正により来年から無くなってしまいます。

たしかに今までは個人の白色申告者のうち、所得が 300 万円を超える人だけ帳簿が必要とさせてきました。これが来年からは事業や不動産など所得が発生する人は皆、収入と必要経費を記録し、保存しなければならないのです。帳簿が必要となると、白色申告のメリットはほとんど無いと言えるでしょう。

ではデメリットはなんですか。

まず青色申告と違って、次のような法律上認められた特典が受けられません。



～青色申告の特典～

青色申告特別控除

経費以外に、10 万円利益を削ってよいという特例です。貸借対照表を添付の場合は 65 万円が控除されます。

青色事業専従者給与

生計を一にする家族従業員への給与が、全額必要経費になります。
(税務署へ届出書の提出が必要です)

純損失の繰越

事業所得に赤字が出た時、その赤字額を翌年以降 3 年間にわたって利益と相殺して、納税をおさえることができます。

そして一番のデメリットが“推計課税”を受けることです。

～推計課税とは～

税金を計算するための資料が適切に揃っていない場合などに税務署が「あなたの税額は大体これくらいはあるはずだからこれを納めなさい」と勝手に税額を計算できる制度です。

もちろん異議申し立てはできますが、税務署が不当だと証明する資料が無い以上、まず通りません。

ちなみに青色申告であれば基本的にこれはできないことになっていますが、帳簿が全くないなど悪質な場合は、青色申告の承認を取り消され、推計課税になる事もあります。

ちなみに・・・記帳や書類保存をしなかった場合の罰則は？

今のところありません。ただし、帳簿がない人の必要経費を全く認めないようにする法案などが準備されているのも事実です。飲酒運転と同じように、税金面でも税務署に見つかったときに払えばいいという悪質な“逃げ得”は許されない流れになってきています。昨年からは申告をしてない人に対して無申告加算税だけでなく、懲役や罰金などの刑罰が設けられました。今は無くとも、知らないうちに罰則が出来ているかもしれません。